

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市民憲章推進会議		
開催日時	令和6(2024)年9月19日(木曜日) 午前10時から午前10時30分まで		
開催場所	みよし市役所3階 研修室1・2		
出席者	(委員) 天野恵子、山内勤也、小野津也子、坂田浩己、浅野美紀子、柳川傑、柴本信之、近藤定一、鈴木文生 (事務局) 城総務部長、小野田総務部次長、瀧元協働推進課長、竹下協働推進課主査、近藤協働推進課主事  傍聴者 0名		
次回開催予定日	—		
問合せ先	協働推進課 担当者名 近藤 電話番号 0561-32-8025 ファックス番号 0561-32-2165 メールアドレス kyodo@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録全文</li> <li>・議事録要約</li> </ul>	要約した理由	—
審議経過	<内容> あいさつ <議題> (1) 令和5(2023)年度事業実績及び令和6(2024)年度事業について (2) 令和7(2025)年度事業計画(案)について		

会議録		
開会	瀧元課長	<p>おはようございます。  定刻より少し早いですが、3名御欠席と聞いております。  すべての委員の皆様おそろいになりましたので、只今より令和6(2024)年度みよし市民憲章推進会議を始めさせていただきます。  最初に礼の交換を行いますので御起立をお願いいたします。  一同礼  よろしく申し上げます。</p>
市民憲章 唱和	瀧元課長	<p>それでは続いて市民憲章の唱和を行いたいと思います。  市民憲章は、お手元の資料の裏側でございます。市民憲章の前文を、事務局で朗読させていただきます。その後、「1つ」と言いましたら、御唱和をお願いしたいと思います。  よろしくをお願いいたします。</p>
	瀧元課長	<p>市民憲章唱和</p> <p>ありがとうございました。御着席ください。  それでは、開会にあたりまして、総務部長の城が御挨拶申し上げます。</p>
あいさつ	城部長	<p>総務部長の城でございます。  本日は、お忙しい中、みよし市民憲章推進会議に御出席いただきありがとうございます。  みよし市民憲章は、昭和50年、生きがいのあるまちを目指し5つの目標を掲げた町民生活の基本を三好町民憲章として制定いたしました。その後平成22年の市制施行に伴い、「みよし市民憲章」として受け継ぎ、本年で49年が経過いたします。  本日の会議は、市民憲章にうたわれている住民自治及び市民の参画と協働の精神を推進するために必要な事項について、皆様の御意見や御助言をいただきたく開催させていただくものです。市民憲章にふさわしい事業が今後も展開できますよう、どうぞ皆様の御理解と御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。</p>
	瀧元課長	<p>それでは初めての会議ということで、顔合わせとしまして簡単に自己紹介をいただきたいと思います。鈴木さんから時計回りに自己紹介をお願いしたいと思います。</p>
	鈴木委員	<p>みよし市緑と花の推進委員会の代表ということで出させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
	近藤委員	<p>近藤といたします。みよし市安全なまちづくり推進委員の代表としてまいりました。</p>
	柴本委員	<p>みよし市環境美化推進協議会代表として来ました柴本信之と申します。よろしくお願い申し上げます。</p>

柳川委員	スポーツ協会の代表として出席させていただきました柳川傑と申します。よろしくお願いいたします。
浅野委員	みよし市文化協会の副会長をしております浅野と申します。よろしくお願いいたします。
坂田委員	みよし市工業経済会で会長をやっております坂田と申します。よろしくお願いいたします。
小野委員	みよし商工会女性部の副部長をしております小野津也子と申します。よろしくお願いいたします。
山内委員	三好丘あおばの区長をやっております山内と申します。よろしくお願いいたします。
天野委員	みよし市農業委員会の天野恵子です。よろしくお願いいたします。
瀧元課長	委員の皆様、ありがとうございました。 続いて事務局職員の紹介をさせていただきます。
城部長	総務部長、城と申します。
小野田次長	総務部次長、小野田と申します。
瀧元課長	私は協働推進課長をしております瀧元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
竹下主査	協働推進課主査の竹下と申します。
近藤主事	協働推進課主事の近藤と申します。
瀧元課長	よろしくお願いいたします。 それでは続きましてこちらのみよし市民憲章推進会議に対する要綱につきまして、担当より説明の方をさせていただきます。
竹下主査	それでは、資料の2ページと3ページを御覧ください。 みよし市民憲章推進会議に関する要綱、第1条でこの会議の目的は、みよし市民憲章の周知啓発を図るために、本会議を開催することについて必要な事項を定めるものとしております。市民憲章の周知啓発を図るためにこの会議を開催するということを規定しております。 第2条では、この会議は、市民憲章にうたわれている住民自治及び市民の参画と協働の精神を推進するために必要な事項についての意見又は助言を求めるとしております。 第3条では、会議に出席依頼をする団体について規定し、教育委員会をはじめとした12団体としております。 第4条では会議の運営及び必要があるときには、関係者の出席を求め、意見や説明を聞き、資料の提出を求めることができるとしており



<p>議事（２） 令和７（２０２５）年度事業計画（案）について</p>	<p>瀧元課長</p> <p>坂田委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規で、市内中学校への周知啓発として、三好中学校３年生の「社会参画」をテーマとした『総合的な学習の時間』において、市民憲章のPR方法について中学生ならではの視点で考えていただくワークを市職員との協働で実施しました。</li> <li>・三好中学校の生徒が考案した啓発物等を掲載した啓発用ポスターを製作しました。</li> </ul> <p>（２）令和６（２０２４）年度事業について、御説明いたします。 資料６ ページ７ ページを御覧ください。４ ページ５ ページに記載している令和５（２０２３）年度事業と同順番で事業を記載しており、区分「継続」と記載があるものについては、令和５（２０２３）年度事業に引き続き、令和６（２０２４）年度も実施する予定としており、区分「拡充」と記載があるものは、過年度実施事業の内容をさらに拡充させ、令和６（２０２４）年度に実施する予定の事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和６（２０２４）年度は、拡充事業として、三好中学校の生徒が社会貢献活動の一環として令和５（２０２３）年度作成した市民憲章啓発ポスターを、市内小学校及び公共施設に配布します。</li> <li>・また、三好中学校の生徒が社会貢献活動の一環として作成した市民憲章を啓発する「紙芝居」を用いて、市内放課後子ども教室などで、中学生等による読み聞かせ及び市民憲章のPRを実施します。</li> </ul> <p>続いて、２項目目、「令和７（２０２５）年度事業計画（案）」につきまして、事務局より御説明いたします。 資料８ ページ９ ページを御覧ください。</p> <p>（３）令和７（２０２５）年度事業計画（案）について、令和６（２０２４）年度における事業と同様に、令和６（２０２４）年度の事業区分に「継続」としてある“市勢要覧（ダイジェスト版）”から“各種会議資料での啓発”までについては、引き続き実施をします。令和７（２０２５）年度からは“市勢要覧（本冊版）”にも掲載予定です。</p> <p>令和７（２０２５）年度拡充事業として、令和５（２０２３）年度に実施をしました 「社会参画」をテーマとした『総合的な学習の時間』において、みよし市民憲章のPRについて中学生に考えていただいたアイデアを生かした、周知啓発方法を実践できるよう調整を行っていきたく思います。</p> <p>ただいま一括してご説明をさせていただきました。 今の説明に対する皆様のご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>今の内容については問題ないですし、進めていくというのは賛成です。只今の説明は市民憲章を広く周知する手段に対する考えであると理解しましたが、その方法の中にWe bやSNSなどの媒体がないと感じました。これについて、１つのやり方として検討していただければと思います。</p> <p>また、委員会の活動の柱がいわゆる周知活動に置かれていることと、今日理解したのですが、もう一步踏み込んでいただければと思います。周知することは入口として大事なことです。市としてこの憲章をどこまでこだわるのか、この憲章５項目について、その考え方に基づいて、市政との枠組みと紐付きをクリアにして、それを紐づける関係を</p>
---	-------------------------	--

	<p>瀧元課長</p>	<p>さらに周知すると、市民としてはこの現状と市政との関係が身近なものにより感じられるのではないかと思います。</p> <p>市民憲章の周知をすることは、とても大事なことで、これを入口としてやっていただいて、もう一步進めたところで、いろいろな市政の施策や委員会との紐づけすることが、一番のスタートかと思います。これは憲法ではないので市民生活における憲章なので、固く考えず、カジュアルな前提で、市民憲章がもっと身近な、今年の施策とこう繋がっているとか、もっとこの研修に基づくとこういうこともやれるといいのではないかと。といった声にも繋がっていくので、そういうことを何か見えるようになるとおもしろいと考えます。</p> <p>要望ではないですが、意見としてお伝えするので、事務局の皆さんにお預けしたいと思います。</p> <p>1つ目は自然、2つ目は青少年教育、3つ目が教養を高める、それから5つ目は安全ですね。関連付けられるいろいろな活動が多分あると思うので繋げていければと思います。</p> <p>また、あまり細かくするとわかりにくくなるので、小学生とかには漫画でうまく伝えられるとおもしろいとも思いました。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今のお話で、WebやSNSについてのご指摘がございました。今までは市の媒体としてはホームページや広報紙、ひまわりネットワークやFMラジオでした。本年6月からは公式LINEの配信を始めさせていただきまして、市民の方が好みのコンテンツを引っ張っていただけるような情報発信を活用していただくことを目指すとともに、インスタグラムの配信もしておりますので、ご指摘のあった事柄についても、もう少しカジュアルな情報として発信できるような、そういった工夫のご提案もいただけたらと思います。参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>2点目の市民憲章の考え方を市の施策にというご指摘についても、市民憲章の部分が自治基本条例の中に、市民憲章の理念に沿ったかたちで、市民の皆様、あるいは事業所のみなさまにも参画していただくような条例を持っていますので、その中の市民憲章がその根幹をなしており、そういった位置づけを各施策の部分でこの市民憲章をどうとらえていただけるかというところは、今ご指摘いただいたところをうまく市民の皆様に関心を持っていただく1つの視点として、活用できるようになればとの印象でございます。</p> <p>今の実績の中の説明の小学校用副読本ですが、教育委員会の先生と内容を協議させていただいて、市民憲章に載っている事柄を小学生がとらえやすい表現に変えていただいておりますので、小学生の視点でこの市民憲章がどうしたらわかるのか、という視点で市民憲章が身近なものにとらえていただけるような取り組みをこれかれも進めていきたいと思っております。</p> <p>どうもありがとうございます。 その他に何かありましたらよろしく申し上げます。</p>
--	-------------	---

	柳川委員	<p>今、事務局の方から事業計画等の説明がありましたが、この計画は事務局の方で計画されているものなのか、それとも各諸団体の方に投げかけて市民憲章の関係するようなPR活動をしているのか聞きたいです。</p> <p>というのは、今年の4月からスポーツ協会の会長に就任したのですが、以前は、スポーツ協会主催での一番大きなスポーツ事業で、みよし市総合スポーツ大会開催の総合開会式の中で市民憲章の唱和をしていたという記憶があるのですが、最近はしないので、せっかく第2章にスポーツに親しみという項目があるので協会の事務局で確認してきて、総合開会式式典の次第の中に入れられないかという話をしてきたのですが、そういうことをこの事業の中あげることができるのかどうかお聞きしたい。</p> <p>スポーツに親しみという項目があるのに、スポーツ協会として何もしていないということが少し恥ずかしいなと思い、このあたりの事業計画の取り上げ方というものがどうなっているのかと思います。</p>
	瀧元課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>一応スポーツ協会、体育協会の皆さんの中で市民憲章のことも考えていただいております、委員からそういったお話をいただいたのですが、私どもとしてはいろいろな場面の中で市民の皆様へ市民憲章のことに触れていただく機会を増やしていきたいと考えております、各課に投げかけ、返してもらい、これならできるといったものを今あげさせていただきますので、新規でできることを言っていただくことがあれば、積極的に取り組みさせていただきたいと思っておりますので、今のスポーツ協会からの提案は大変ありがたいお話です。</p>
	柳川委員	<p>もう一点いいですか。</p> <p>先程の工業経済会の会長さんの方から市政との繋がりについてお話がありました。提案ですが、広報とかで『我が家の市民憲章』というようなものをPRして、私の家では市民憲章にちなんだ、こんなことをやっています。家族で取り組んでいます。というようなものを募集して、広報でお知らせすることはどうでしょうか。例えば「家で花壇を作っています」とかいうお宅はあると思いますが、それも『緑と花を育て』にあてはまるのかと。家族でウォーキングをしていますとか、市民憲章につながる市民活動を取り上げてPRするのはどうでしょうか。</p>
	瀧元課長	<p>市民憲章そのものの理念は、生きがいのあるまちを市として目指していきたいというところで、皆様にとって暮らしやすいまちに繋がるために、我が家で行っていることがちょっとずつ広がっていくようなイメージで、身近にある取組みを募集していくのは、すごくいい取組みだと思うので、どういった形で表現できるか今後の参考とさせていただきます。</p> <p>他はよろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>こちら市民憲章はやはり理念ということで、半ば普遍的な市としての考え方というもので皆様にご紹介をさせていただいており、皆様が市</p>

閉会	瀧元課長	<p>民憲章に触れて感じていただいて、行動変容に移していただけるような、そういったものになって欲しいという思いで取り組んでおりますので、今のご指摘を含めまして、何かこういう風にした方がいいのではというものについては、ご遠慮なく事務局まで声をかけただけならと思います。今後とも市民憲章推進周知のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは以上で議事の方を閉じさせていただきたいと思います。皆様の御協力ありがとうございました。</p> <p>以上で、みよし市民憲章推進会議を終了いたします。</p> <p>最後に礼の交換をしたいと思いますので皆様、御起立をお願いいたします。 一同礼。 ありがとうございました。</p>
----	------	---